

香川県報



第24号

平成18年

3月28日(火曜日)

目次

告示

指定管理者の指定	(人事・行革課)	一
身体障害者福祉法の規定による事業者の指定(二件)	(障害福祉課)	三
身体障害者福祉法の規定による事業者の廃止の届出	"	三
知的障害者福祉法の規定による事業者の指定(二件)	"	四
知的障害者福祉法の規定による事業者の廃止の届出	"	四
児童福祉法の規定による事業者の指定(二件)	"	五
児童福祉法の規定による事業者の廃止の届出	"	五
県道の路線の認定	(道路保全課)	七
道路の路線の廃止	"	七
道路の区域決定	"	七
道路の区域変更(七件)	"	七
公 告		
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(二件)	(都市計画課)	一〇
教育委員会告示		
指定管理者の指定		
公安委員会規則		
●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則		一一
選挙管理委員会告示		
政治資金規正法の規定による政治団体の届出		一七

告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
 政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

香川県告示第二百四十六号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、
 指定管理者を次のとおり指定した。
 平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
県民いこいの森野営場	特定非営利活動法人しおのえ 高松市塩江町安原下第二号一六四五番地	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
大川山野営場	財団法人ことなみ振興公社 仲多度郡まんのう町川東二三五五番地一	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
ドンクリランド	特定非営利活動法人どんぐりネットワーク 高松市太田下町一三六四番地六	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県満濃池森林公園	香川県森林組合連合会 高松市中野町二三番二号	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県社会福祉総合センター	財団法人かがわ健康福祉機構 高松市番町一丁目一〇番三五号	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県立大川圏域健康生きがい中核施設	財団法人さぬき市施設管理公社 さぬき市寒川町神前二二番地	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで

香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設	財団法人宇多津町振興財団 綾歌郡宇多津町浜六番丁八八番地	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設	三豊市 三豊市豊中町本山甲二〇一番地一	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設	財団法人内海町オリブ公園振興公社 小豆郡小豆島町西村甲一九四一番地一	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県立高松圏域健康生きがい中核施設	財団法人三木町健康生きがい財団 木田郡三木町大字氷上二九四〇番地一	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県視覚障害者福祉センター	財団法人香川県視覚障害者福祉協会 高松市番町一丁目一〇番三五号	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県身体障害者療護施設たまも園	社会福祉法人清水園 坂出市西庄町一六三五番地一	平成十八年四月一日から 平成二十五年三月三十一日まで
香川県聴覚障害者福祉センター	社団法人香川県ろうあ協会 高松市太田上町四〇五番地一	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県ふじみ園 香川県ふじみ園福祉ホーム	社会福祉法人香川県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂元三六六七番地	平成十八年四月一日から 平成二十五年三月三十一日まで
香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター事業団 高松市田村町一一四番地	平成十八年四月一日から 平成二十五年三月三十一日まで
女木島野営場	丸高建設株式会社 高松市宮脇町一丁目五番一七号	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで

坂出緩衝緑地(番の州球場を除く)	五栄海陸興業株式会社 坂出市番の州町七番地の一	平成十八年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで
坂出緩衝緑地(番の州球場)	坂出市 坂出市室町二丁目三番五号	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
国際会議場、展示場、産業振興センター、観光情報センター、多目的広場、駐車場、大型テント広場、アイト広場、玉藻地区ハイパープロムナード第一駐車場、港湾緑地第二駐車場、港湾緑地第三駐車場	シンボルタワー開発株式会社 高松市サンポート二番一号	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県オリブ公園	財団法人内海町オリブ公園振興公社 小豆郡小豆島町西村甲一九四一番地一	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
土器川公園	丸亀市 丸亀市大手町二丁目三番一号	平成十八年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで
さぬき空港公園	高松市造園事業協同組合 高松市鬼無町鬼無七四一番地一	平成十八年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで
香川県営住宅及び共同施設(直島団地を除く)	香川県建築設計協同組合 高松市磨屋町六番地四	平成十八年六月一日から 平成二十一年三月三十一日まで
香川県営住宅及び共同施設(直島団地)	直島町 香川郡直島町一一二番地一	平成十八年四月一日から 平成二十一年三月三十一日まで

香川県告示第二百四十七号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十八年三月二十八日

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一四〇一 一五	どき介護ステーション 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	有限会社ケア・ステーション 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	平成十八年三月十六日	身体障害者居宅介護

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百四十八号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一四二二 一一	まんのう町社会福祉協議会居宅支援事業所 仲多度郡まんのう町四條七三四番地一	社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会 仲多度郡まんのう町四條七三四番地一	平成十八年三月二十日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇一四三三 一九	小豆島介護サービ スうちのみ 小豆郡小豆島町片 城甲四四番地九五	小豆島町 小豆郡小豆島町池 田甲二一〇〇番地 四	平成十八年三月二十一日	身体障害者居宅介護

香川県告示第二百四十九号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
 平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一四四二 一七	小豆島町介護サー ビスいけだ 小豆郡池田町甲二 〇七一番地二	小豆島町 小豆郡小豆島町池 田甲二一〇〇番地 四	平成十八年三月二十一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇一四五二 一四	綾川町社会福祉協 議会居宅介護事業 所 綾歌郡綾川町滝宮 二七六番地	社会福祉法人綾川 町社会福祉協議会 綾歌郡綾川町滝宮 二七六番地	平成十八年三月二十一日	身体障害者居宅介護

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇〇二一 一九	社会福祉法人満濃 町社会福祉協議会 仲多度郡満濃町四 條七三四番地一	社会福祉法人満濃 町社会福祉協議会 仲多度郡満濃町四 條七三四番地一	平成十八年三月十九日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇三一一 一六	琴南町ホームヘル プステーション 仲多度郡琴南町造 田一九七四一	琴南町 仲多度郡琴南町造 田一九七四一	平成十八年三月十九日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇三六 一五	社会福祉法人仲南 町社会福祉協議会 仲多度郡仲南町大 十郷字生間四一五 番地五	社会福祉法人仲南 町社会福祉協議会 仲多度郡仲南町大 十郷字生間四一五 番地五	平成十八年三月十九日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇〇六一	池田町訪問介護サ ビス	池田町 小豆郡池田町大字	平成十八年三月二十日	身体障害者居宅介護

一八	小豆郡池田町大字池田二一〇〇番地四	池田二一〇〇番地四		
三七〇〇〇一 一〇〇二二一 一七	内海町ヘルパーステーション 小豆郡内海町片城甲四四番地九五	内海町 小豆郡内海町安田甲一四四番地九〇	平成十八年三月二十日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇二八 一一	社会福祉法人綾上町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町山田下三三五二番地一	社会福祉法人綾上町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町東分甲三四三三	平成十八年三月二十日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇四一一 一五	社会福祉法人綾南町社会福祉協議会 綾歌郡綾南町大字滝宮二七六番地	社会福祉法人綾南町社会福祉協議会 綾歌郡綾南町大字滝宮二七六番地	平成十八年三月二十日	身体障害者居宅介護

香川県告示第二百五十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇四〇一 一四	とき介護ステーション 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	有限会社ケア・ステーション 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	平成十八年三月十六日	知的障害者居宅介護

香川県告示第二百五十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十八日

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇四二二 一〇	まんのう町社会福祉協議会居宅支援事業所 仲多度郡まんのう町四條七三四番地一	社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会 仲多度郡まんのう町四條七三四番地一	平成十八年三月二十日	知的障害者居宅介護
三七〇〇〇二 一〇〇四三二 一八	小豆島介護サービスクチのみ 小豆郡小豆島町片城甲四四番地九五	小豆島町 小豆郡小豆島町池田甲二一〇〇番地四	平成十八年三月二十一日	知的障害者居宅介護
三七〇〇〇二 一〇〇四四二 一六	小豆島町介護サービスクチいけだ 小豆郡池田町甲二〇七一番地二	小豆島町 小豆郡小豆島町池田甲二一〇〇番地四	平成十八年三月二十一日	知的障害者居宅介護
三七〇〇〇二 一〇〇四五二 一三	綾川町社会福祉協議会居宅介護事業所 綾歌郡綾川町滝宮二七六番地	社会福祉法人綾川町社会福祉協議会 綾歌郡綾川町滝宮二七六番地	平成十八年三月二十一日	知的障害者居宅介護

香川県告示第二百五十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類

三七〇〇〇二 一〇〇〇二一 一八	社会福祉法人満濃 町社会福祉協議会 仲多度郡満濃町四 條七三四番地一	社会福祉法人満濃 町社会福祉協議会 仲多度郡満濃町四 條七三四番地一	平成十八年 三月十九日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇三二一 一五	琴南町ホームヘル プステーション 仲多度郡琴南町造 田一九七四一	琴南町 仲多度郡琴南町造 田一九七四一	平成十八年 三月十九日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇三六一 一四	社会福祉法人仲南 町社会福祉協議会 仲多度郡仲南町大 十郷字生間四一五 番地五	社会福祉法人仲南 町社会福祉協議会 仲多度郡仲南町大 十郷字生間四一五 番地五	平成十八年 三月十九日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇〇六一 一七	池田町訪問介護サ ビス 小豆郡池田町大字 池田二一〇〇番地 四	池田町 小豆郡池田町大字 池田二一〇〇番地 四	平成十八年 三月二十日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇二二一 一六	内海町ヘルパース テーション 小豆郡内海町片城 甲四四番地九五	内海町 小豆郡内海町安田 甲一四四番地九〇	平成十八年 三月二十日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇二八一 一一	社会福祉法人綾上 町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町山田 下三三五二番地一	社会福祉法人綾上 町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町東分 甲三四三三	平成十八年 三月二十日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇四一一 一四	社会福祉法人綾南 町社会福祉協議会 綾歌郡綾南町大字 滝宮二七六番地	社会福祉法人綾南 町社会福祉協議会 綾歌郡綾南町大字 滝宮二七六番地	平成十八年 三月二十日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第二百五十三号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
 定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一四〇一 一三	どき介護ステーション 丸亀市土器町西四 丁目二四四番地	有限会社ケア・ス テーション 丸亀市土器町西四 丁目二四四番地	平成十八年 三月十六日	児童居宅介護

香川県告示第二百五十四号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
 定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一四二一 一九	まんのう町社会福 祉協議会居宅支援 事業所 仲多度郡まんのう 町四條七三四番地 一	社会福祉法人ま んのう町社会福祉協 議会 仲多度郡まんのう 町四條七三四番地 一	平成十八年 三月二十日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一四三一 一七	小豆島介護サービ スうちののみ 小豆郡小豆島町片 城甲四四番地九五	小豆島町 小豆郡小豆島町池 田甲二一〇〇番地 四	平成十八年 三月二十一 日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一四四一 一五	小豆島町介護サー ビスいけだ 小豆郡池田町甲二 〇七一番地二	小豆島町 小豆郡小豆島町池 田甲二一〇〇番地 四	平成十八年 三月二十一 日	児童居宅介護

三七〇〇〇三 一〇一四五二 一一	綾川町社会福祉協 議会居宅介護事業 所 綾歌郡綾川町滝宮 二七六番地	社会福祉法人綾川 町社会福祉協議会 綾歌郡綾川町滝宮 二七六番地	平成十八年 三月二十一 日	児童居宅介護
------------------------	--	---	---------------------	--------

香川県告示第二百五十五号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の規定により、指定居
 宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
 平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇〇一一 一七	社会福祉法人満濃 町社会福祉協議会 仲多度郡満濃町四 條七三四番地一	社会福祉法人満濃 町社会福祉協議会 仲多度郡満濃町四 條七三四番地一	平成十八年 三月十九日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇三一一 一四	琴南町ホームヘル プステーション 仲多度郡琴南町造 田一九七四一	琴南町 仲多度郡琴南町造 田一九七四一	平成十八年 三月十九日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇三六一 一三	社会福祉法人仲南 町社会福祉協議会 仲多度郡仲南町大 十郷字生間四一五 番地五	社会福祉法人仲南 町社会福祉協議会 仲多度郡仲南町大 十郷字生間四一五 番地五	平成十八年 三月十九日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇〇六一 一六	池田町訪問介護サ ビス 小豆郡池田町大字 池田二一〇〇番地 四	池田町 小豆郡池田町大字 池田二一〇〇番地 四	平成十八年 三月二十日	児童居宅介護
三七〇〇〇三	内海町ヘルパース	内海町	平成十八年	児童居宅介護

一〇〇二一一 一五	テーション 小豆郡内海町片城 甲四四番地九五	小豆郡内海町安田 甲一四四番地九〇	三月二十日	
三七〇〇〇三 一〇〇二八一 一一	社会福祉法人綾上 町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町山田 下三三五番地一	社会福祉法人綾上 町社会福祉協議会 綾歌郡綾上町東分 甲三四三三	平成十八年 三月二十日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇四一一 一三	社会福祉法人綾南 町社会福祉協議会 綾歌郡綾南町大字 滝宮二七六番地	社会福祉法人綾南 町社会福祉協議会 綾歌郡綾南町大字 滝宮二七六番地	平成十八年 三月二十日	児童居宅介護

香川県告示第二百五十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のよう
 に認定する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月二十八日から同年四
 月十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

整理番号	認定路線名	起 点		重要な経過地
		終 点	起 点	
二百八十二	高松琴平線	高松市	琴平町	綾川町 丸亀市 まんのう町

香川県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、県道の路線を廃
 止する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年
 四月十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年三月二十八日

整理番号 二百七十六	認定路線名 高松綾南線		起 点	終 点	重要な経過地
	綾 川 町	高 松 市			

香川県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように決定し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 高松琴平線（二百八十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市勅使町字山王五五八番四地先から 仲多度郡琴平町大字榎井字中ノ町七一 番 二地先まで	六・五 六・〇	二二七・一六	国道三十二号旧道移管に伴う区域決定

香川県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 高松志度線（二百七十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市牟礼町原字下井出西二一六 〇番一地先から	前	三・八 七・一	二二七	旧道の市道移管による 不用物件化
高松市牟礼町原字下井出西二一六 五番一地先まで				
高松市牟礼町原字下井出西二二二 三番二地先から	後	一〇・一 二六・六	二五〇	
高松市牟礼町原字下井出西二二二 三番二地先から				
高松市牟礼町原字下井出西二二二 九番五地先まで				

香川県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 高松志度線（二百七十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市牟礼町原字上所一七〇九番 一地从先から	前	三・八 九・六	一四五	旧道の市道 移管による 不用物件化
高松市牟礼町原字上所一七三三番 一地从先まで				
高松市牟礼町原字上所一七〇九番 一地从先から				
高松市牟礼町原字中山田一七七 番一地从先まで	後	九・九 二九・一	一三七	
高松市牟礼町原字上所一七〇九番 一地从先から				
高松市牟礼町原字中山田一七七 番一地从先まで	後	二九・一	一三七	

香川県告示第二百六十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年四月十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 八栗原線（百四十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
-----	-----------	-----------------	------------------	-----

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市牟礼町大町字役戸一三三八七 番七地先から	前	八・八 二四・四	一三四五	旧道の市道 移管による 不用物件化
高松市牟礼町牟礼字下窪一一三三三 番一地从先まで				
高松市牟礼町大町字役戸四〇六番 一地从先から				
高松市牟礼町大町字川東一三三七二 番三地先まで	後	六・〇 一六・〇	七二五	
高松市牟礼町大町字役戸四〇六番 一地从先から				
高松市牟礼町大町字川東一三三七二 番三地先まで	後	一六・〇	七二五	

香川県告示第二百六十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年四月十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 高松牟礼線（三三六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市牟礼町大町字役戸一三二六番 一地从先から	前	三・四 一四・九	一〇七九	旧道の市道 移管による 不用物件化
高松市牟礼町大町字塩屋一〇三七 番地先まで				
高松市牟礼町大町字役戸一三二六番 一地从先から	前	一四・九	一〇七九	

高松市牟礼町大町字役戸二二六番 一 地先から	後	九・三 四〇・二	二二二〇	
高松市牟礼町大町字川東一〇三六 番二地先まで				
高松市牟礼町大町字役戸二二六番 一 地先から	後	九・三 四〇・二	二二二〇	
高松市牟礼町大町字川東一〇三六 番二地先まで				

香川県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木牟礼線（三十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市牟礼町原字下井出西一三四 八番一 地先から	前	二二・九 一三三・三	八八	旧道の市道 移管による 不用物件化
	後	一〇・二 一八・七	八八	
高松市牟礼町原字下井出西一二七 〇番一 地先まで				

香川県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東かがわ市入野山二二四六番地先 から	前	八・一 二九・〇	五二七	平成十六年 香川県告示 七百八十五 号で設置し た迂回路の 廃止
	後	八・一 二九・〇	五二七	
東かがわ市入野山三三三番二地 先まで				

香川県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月二十八日から同年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 塩江屋島西線（三十号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市前田東町字山下六三四番五地先から 高松市前田西町字穂村二一番九地先まで	前	九・六 三三・八	七〇〇	交通安全施設工事による自転車歩行者道新設
	後	二二・〇 三六・四	七〇〇	

公 告

香川県公告第七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成一八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 組合の名称
飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合
- 二 事業施行期間（変更後）
平成十二年一月二十五日から平成二〇年三月三十一日まで
- 三 施行地区
丸亀市飯山町東坂元字三ノ池の一部
事務所所在地
丸亀市飯山町川原二一四番地一
- 四 設立認可の年月日
平成十二年一月二十五日
- 五 変更認可の年月日
平成十八年三月二十八日
- 六 変更認可の年月日
平成十八年三月二十八日

香川県公告第七十五号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により飯山町島田北地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 組合の名称
飯山町島田北地区土地区画整理組合
- 二 事業施行期間（変更後）
平成十三年十二月十一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
丸亀市飯山町下法軍寺字島田の一部
事務所所在地
丸亀市飯山町川原二一四番地一
- 四 設立認可の年月日
平成十三年十二月十一日
- 五 変更認可の年月日
平成十八年三月二十八日
- 六 変更認可の年月日
平成十八年三月二十八日

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成十八年三月二十八日

香 川 県 教 育 委 員 会

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間

香川県立体育館、 香川県立武道館	四電工・シンコースポーツグループ 株式会社四電工 シンコースポーツ株式会社 高松市松島町二丁目一番二二号	平成十八年四月一日から 平成二十一年三月三十一 日まで
香川県立三豊体 育館	三豊地区広域市町村圏振興事務組合 観音寺市坂本町一丁目一番七号	平成十八年四月一日から 平成二十一年三月三十一 日まで
香川県立大川体 育館	財団法人東かがわ市スポーツ財団 東かがわ市帰来一〇一番地	平成十八年四月一日から 平成二十一年三月三十一 日まで
香川県県民ホ ール	穴吹エンタープライズグループ 穴吹エンタープライズ株式会社 有限会社香川環境文化研究所 高松市福田町一番地一	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一 日まで

公安委員会規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第四号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成十二年香川県公安委
員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中、「第八十三条の三第二項」を「第八十四条の二第二項」に改め、同表五の
項中

第二百五十二条の三十 三第一項	外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に対 する協力
--------------------	------------------------------

を

改め、同表十二の項1中

第二百五十二条の十七 第一項	他の普通地方公共団体の職員の派遣の要求 求に対する措置
第二百五十二条の十七 第二項	他の普通地方公共団体との間における職員の 派遣に係る知事との協議
第二百五十二条の三十 三第一項	外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に対 する協力
第二十条	身分証明書の交付
第二十条	身分証明書の交付
第二十三条	身分証明書の交付
第二十四条第一項	盗品売買等防止団体の承認及び不承認
第二十四条第二項	盗品売買等防止団体の承認の通知及び公示
第二十五条第一項	盗品売買等防止団体の不承認の通知
第二十五条第三項	盗品売買等防止団体の名称等の変更届出書の 受理
第二十五条第四項	盗品売買等防止団体の名称等の変更の公示
第二十五条第五項	盗品売買等防止団体の定款等に変更があった 場合の変更後の定款等の受理
第二十六条第一項	盗品売買等防止団体の業務規程又は情報管理 規程の変更の認可及び不認可
第二十六条第二項	盗品売買等防止団体の事業計画書及び収支予 算書の受理
第二十六条第三項	盗品売買等防止団体の事業報告書及び収支計 算書の受理
	盗品売買等防止団体に対する報告又は資料の 提出の要求

に

を

に

第二十七条	盗品売買等防止団体に対する是正又は改善の勧告
第二十八条第一項	盗品売買等防止団体の廃止届出書の受理
第二十八条第三項	盗品売買等防止団体の廃止の公示
第二十九条第一項	盗品売買等防止団体の承認の取消し
第二十九条第二項	盗品売買等防止団体の承認の取消しの公示

改め、同表十九の項中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 道路法施行令 (昭和二十七年 政令第四百七十 九号)	第三十八条の 二第二項	道路上への自転車駐車場の設置に係る道路管理者からの意見聴取に対する回答
---------------------------------------	----------------	-------------------------------------

別表二十一の項中「第七十八条の二第一項」を「第七十九条第一項」に、

第七十八条の二第二項	申出に係る苦情の処理の方針の決定 申出に係る苦情の処理の結果の文書による申出者への通知
------------	--

第七十九条第二項	申出に係る苦情の処理の方針の決定 申出に係る苦情の処理の結果の文書による申出者への通知
----------	--

第八十条	抗告訴訟等について県を代表して行う裁判上の一切の行為(重要なものを除く。)
------	---------------------------------------

改め、同表二十七の項中「第十八条の二第五項」を「第十八条第五項」に、「第十八条の二第六項」を「第十八条第六項」に改め、同項1中「第十七条の二の二」を「第十八条第二号及び第三号」に、「措置」を「関係公安委員会への通知及び連絡」に改め、同表三十二の項中

第二十三条第一項	訴訟参加の申立て
第二十三条第二項	裁判所からの意見聴取に対する回答
第二十三条第三項	訴訟行為(民事訴訟法(平成八年法律第九九号)第四十五条第一項及び第二項の準用)

第十一条第六項	取消訴訟についての裁判上の一切の行為(重要なものを除く。)
第二十三条第一項	取消訴訟についての訴訟参加の申立て
第二十三条第二項	取消訴訟についての裁判所からの意見聴取に対する回答
第二十三条第三項	取消訴訟に参加した場合における訴訟行為(民事訴訟法(平成八年法律第九九号)第四十五条第一項の準用)
第二十三条の二第一項	取消訴訟における裁判所からの資料の提出の要求に対する措置
第二十三条の二第二項	取消訴訟における裁判所からの資料の送付の囑託に対する回答
第二十三条の二第三項	取消訴訟における裁判所からの記録の提出の要求に対する措置
第二十三条の二第四項	取消訴訟における裁判所からの記録の送付の囑託に対する回答
第二十三条の二第五項	取消訴訟における裁判所からの記録の送付の囑託に対する回答
第三十八条第一項	取消訴訟以外の抗告訴訟についての裁判上の一切の行為(重要なものを除く。)(第十一条第六項の準用)
第三十八条第一項	取消訴訟以外の抗告訴訟についての裁判上の一切の行為(重要なものを除く。)(第十一条第六項の準用)

を

		一切の行為(重要なものを除く。)(第十一条第六項の準用)
第三十八条第一項	取消訴訟以外の抗告訴訟についての訴訟参加の申立て(第二十三条第一項の準用)	
第三十八条第一項	取消訴訟以外の抗告訴訟についての裁判所からの意見聴取に対する回答(第二十三条第二項の準用)	
第三十八条第一項	取消訴訟以外の抗告訴訟に参加した場合における訴訟行為(第二十三条第三項において準用する民事訴訟法の第四十五条第一項の準用)	
第三十八条第三項	無効等確認の訴えにおける裁判所からの資料の提出の要求に対する措置(第二十三条第二項第一号の準用)	
第三十八条第三項	無効等確認の訴えにおける裁判所からの資料の送付の囑託に対する回答(第二十三条第二項第二号の準用)	
第三十八条第三項	無効等確認の訴えにおける裁判所からの記録の提出の要求に対する措置(第二十三条第二項第一号の準用)	
第三十八条第三項	無効等確認の訴えにおける裁判所からの記録の送付の囑託に対する回答(第二十三条第二項第二号の準用)	
第四十一条第一項	当事者訴訟についての裁判所からの意見聴取に対する回答(第二十三条第二項の準用)	
第四十一条第一項	当事者訴訟に参加した場合における訴訟行為(第二十三条第三項において準用する民事訴訟法の第四十五条第一項の準用)	

第四十一条第一項	訴訟法第四十五条第一項の準用)	
第四十一条第一項	当事者訴訟における裁判所からの資料の提出の要求に対する措置(第二十三条の第二項第一号の準用)	
第四十一条第一項	当事者訴訟における裁判所からの資料の送付の囑託に対する回答(第二十三条の第二項第二号の準用)	
第四十一条第一項	民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものについての裁判上の一切の行為(重要なものを除く。)(第十一条第六項の準用)	
第四十三条第一項	民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものについての訴訟参加の申立て(第二十三条第一項の準用)	
第四十三条第一項	民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものについての裁判所からの意見聴取に対する回答(第二十三条第二項の準用)	
第四十三条第一項	民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものに参加した場合における訴訟行為(第二十三条第三項において準用する民事訴訟法第四十五条第一項の準用)	
第四十三条第一項	民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものにおける裁判所からの資料の提出の要求に対する措置(第二十三条の第二項第一号の準用)	

<p>第四十三条第一項</p>	<p>一 項第一号の準用) 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものにおける裁判所からの資料の送付の囑託に対する回答(第二十三条の二第二項第二号の準用)</p>
<p>第四十三条第一項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものにおける裁判所からの記録の提出の要求に対する措置(第二十三条の二第二項第一号の準用)</p>
<p>第四十三条第一項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものにおける裁判所からの記録の送付の囑託に対する回答(第二十三条の二第二項第二号の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効の確認を求めるものについての裁判上の一切の行為(重要なものを除く。)(第三十八条第一項において準用する第十一条第六項の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効の確認を求めるものについての訴訟参加の申立て(第三十八条第一項において準用する第二十三条第一項の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効</p>

に

<p>第四十三条第二項</p>	<p>の確認を求めるものについての裁判所からの意見聴取に対する回答(第三十八条第一項において準用する第二十三条第二項の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効の確認を求めるものに参加した場合における訴訟行為(第三十八条第一項において準用する第二十三条第三項の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効の確認を求めるものにおける裁判所からの資料の提出の要求に対する措置(第三十八条第三項において準用する第二十三条の二第一項第一号の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効の確認を求めるものにおける裁判所からの資料の送付の囑託に対する回答(第三十八条第三項において準用する第二十三条の二第一項第二号の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効の確認を求めるものにおける裁判所からの記録の提出の要求に対する措置(第三十八条第三項において準用する第二十三条の二第二項第一号の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効の確認を求めるものにおける裁判所からの記録の送付の囑託に対する回答(第三十八条第三項において準用する第二十三条の二第二項第二号の準用)</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消</p>

第四十三條第三項	し又は無効の確認を求めるもの以外のものについての訴訟参加の申立て（第四十一條第一項において準用する第二十三條第一項の準用） 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消し又は無効の確認を求めるもの以外のものについての裁判所からの意見聴取に対する回答（第四十一條第一項において準用する第二十三條第二項の準用）
第四十三條第三項	民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消し又は無効の確認を求めるもの以外のものに参加した場合における訴訟行為（第四十一條第一項において準用する第二十三條第三項の準用） 民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消し又は無効の確認を求めるもの以外のものにおける裁判所からの資料の提出の要求に対する措置（第四十一條第一項において準用する第二十三條の二第一項第一号の準用）
第四十三條第三項	民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消し又は無効の確認を求めるもの以外のものにおける裁判所からの資料の送付の囑託に対する回答（第四十一條第一項において準用する第二十三條の二第一項第二号の準用）
第四十五條第一項	処分等の存否等を争点とする訴訟についての訴訟参加の申立て（第二十三條第一項の準用） 処分等の存否等を争点とする訴訟についての裁判所からの意見聴取に対する回答（第二十三條第二項の準用）

第四十五條第二項	処分等の存否等を争点とする訴訟に参加した場合における訴訟行為（民事訴訟法第四十五條第一項の準用）
第四十五條第四項	処分等の存否等を争点とする訴訟における裁判所からの資料の提出の要求に対する措置（第二十三條の二第一項第一号の準用）
第四十五條第四項	処分等の存否等を争点とする訴訟における裁判所からの資料の送付の囑託に対する回答（第二十三條の二第一項第二号の準用）
第四十五條第四項	処分等の存否等を争点とする訴訟における裁判所からの記録の提出の要求に対する措置（第二十三條の二第二項第一号の準用）
第四十六條	取消訴訟等の提起に関する事項の教示

改め、同表中六十三の五の項を六十三の六の項とし、六十三の四の項を六十三の五の項とし、六十三の三の項を六十三の四の項とし、六十三の二の項の次に次のように加える。

六十三の三 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）	第三十二條	個人情報取扱事業者（国家公安委員会が主務大臣であるものに限る。以下この項において同じ。）からの個人情報の取扱いに関する報告の徴収
第三十三條	第三十三條	個人情報取扱事業者に対する個人情報の取扱いに関する助言
第三十四條第一項	第三十四條第一項	個人情報取扱事業者に対する是正の勧告

別表八十一の二の項中

1 個人情報の保護に関する法律 施行令(平成十五年政令第五百七号)	第三十四条第二項	個人情報取扱事業者に対する是正の勧告に係る措置命令
	第三十四条第三項	個人情報取扱事業者に対する是正の措置命令
	第三十七条第一項	認定個人情報保護団体(国家公安委員会の所掌事務に係る事業を目的とするものに限る。以下この項において同じ。)としての認定
	第三十七条第三項	認定個人情報保護団体の認定の公示
	第四十条第一項	認定個人情報保護団体の認定業務の廃止の届出の受理
	第四十条第二項	認定個人情報保護団体の認定業務の廃止の公示
	第四十六条	認定業務に関する報告の徴収
	第四十七条	認定業務に関する実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の措置命令
	第四十八条第一項	認定個人情報保護団体の認定の取消し
	第四十八条第二項	認定個人情報保護団体の認定の取消しの公示
第九条第三項	認定個人情報保護団体の認定に係る申請書等の記載事項の変更の届出の受理	

第七号第一号八	公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある職の定め
第七号第一号八	出資法人の指定
第七号第一号八	公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある職の定め
第二十七条	情報の提供に関する施策の推進
第二十九条第一項	出資法人の指定
第二十七条	情報の提供に関する施策の推進

別表八十一の三の項の次に次のように加える。

八十一の四 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例(平成十七年香川県条例第五十二号)	第十四条第三項、第十六条第二項及び第十七条第二項	指針の策定
		指針を策定しようとする場合における市町長からの意見聴取
		指針の変更(軽易なものを除く。)をしようとする場合における市町長からの意見聴取
		指針の変更(軽易なものに限る。)をしようとする場合における市町長からの意見聴取
		指針を策定しようとする場合における県民及び事業者の意見を反映

に を に を

第二十一条第 一項	させるために必要な措置 指針の変更(輕易なものを除く) をしよとする場合における県民 及び事業者の意見を反映させるた めに必要な措置
第二十一条第 二項	指針の変更(輕易なものを除く) をした場合における公表 指針の変更(輕易なものに限る) をした場合における公表

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年三月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
一 その他の政治団体			

維新政党・新風香川県本部	金森 治良	金森 治良	高松市川島本町三七七 一
中村勝利後援会	中村 勝利	国近 栄二	小豆郡小豆島町安田甲五 七
松浦正昭後援会	小野彦之丞	大林 茂	綾歌郡綾川町滝宮二四〇六 五

平成十八年三月二十八日

一 政党の支部

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政治団体の名称	異動事項	政治団体の名称	異動事項
自由民主党香川県観音寺市選挙区第一支部	新	自由民主党香川県観音寺市選挙区第一支部	旧

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	政治団体の名称	異動事項
明日の坂出を創る会	新	香川県自動車整備政治連盟	旧
香川県地域産業研究会	新	香川県珠算普及政治連盟	旧

高尾幸男後援会	代表者の氏名	宮本 正良	豊島 正範
谷本サクミ後援会	主たる事務所 の所在地	木田郡三木町大字下 高岡一六四七	木田郡三木町大字下高 岡一九四九 二
	会計責任者の 氏 名	谷本サクミ	出井 淳
古市弘後援会	代表者の氏名	古市レイコ	多田 栄
	会計責任者の 氏 名	古市レイコ	多田 栄
三宅正瞭後援会	代表者の氏名	久保 武好	横田 漢
	会計責任者の 氏 名	三木勝太郎	久保 法夫

香川県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年三月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	
大西毅後援会	
たかまつ21世紀の会	
藤川譲二を励ます会	
山本よしたか後援会	

香川県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

り公表する。

平成十八年三月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
藤川 譲二	国分寺町議会議員	藤川譲二を励ます会
山本 良隆	高松市議会議員	たかまつ21世紀の会

平成十八年三月二十八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています